

盛岡市監査委員告示第 28 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 28 年 9 月 6 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 28 年 6 月 30 日付け 28 盛監第 21 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 総務部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

平成 28 年 8 月 12 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 6 月 30 日付け 28 盛監第 21 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 総務部総務課）

物品の購入に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

物品の購入に当たり、決裁権者の決裁について適正に行われるよう、課内ミーティングを開催し、課員全員に徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

原因は、担当者が文書を起案する際に、専決区分の基準を誤解して適用したことが原因である。また、決裁時に、他の職員も専決区分の適用が誤っていることに気付かなかったものである。

再発防止策として、課内ミーティングで専決事項について定められた規程（市長内部部局専決及び代決に関する規程）を改めて確認したところであり、今後は、起案の際の専決事項確認の徹底と、決裁時のチェックを入念に行うこととした。